破産手続終結

平成２６年（フ）第４８号
山形県東根市大林２丁目１番８号
破産者　有限会社東根事ム器
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７６５号
名古屋市瑞穂区白砂町１丁目42番地
破産者　有限会社Ｋｉｒｉｒｉ
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１６６号
大阪市北区茶屋町６番23号　松柏ビル
破産者　大央産業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９号
愛知県一宮市若竹４丁目７番15号、商業登記簿上の本店所在地愛知県一宮市若竹４丁目７番３号
破産者　森設備工業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２９号
三重県桑名市大山田８丁目７番地131　大山田団地６棟406号、開始決定時の住所三重県桑名市大字上野43番地20
破産者　安江　敏弘
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
三重県桑名市参宮通21番地
破産者　有限会社内藤農園
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿児島市西千石町７―20―301　園中恭子方、住民票上の住所鹿児島市西陵６丁目６番13号
破産者　坂元　明憲
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４７４号
仙台市太白区西多賀３―13―５　コーポコスモス203号室、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町長瀞字小橋120番地13
破産者　荒井　吉秋
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
山形市大字漆山195番地24
破産者　髙嶋　昌子
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６５３号
大阪市中央区南船場１―２―12―505、住民票上の住所大阪市中央区松屋町10番８号　パインコート松屋町801
破産者　**徳**田　　勲
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７号
神戸市垂水区坂上４丁目２番29号　ハイツ川口201号、従前の住所神戸市垂水区山手３丁目８番26号
破産者　山﨑　　隆
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３１号
神戸市長田区高東町２丁目４番５号　カーサベガ103号、開始決定時の住所神戸市長田区東尻池町２丁目12番12号
破産者　西村　和敏
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５８号
兵庫県三田市小野544番地４
破産者　畠中　　剛
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４２号
神戸市北区南五葉１丁目１番２―212号
破産者　足立　升一
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３９号
神戸市兵庫区新開地５丁目２番７―702号、従前の住所神戸市東灘区本庄町３丁目３番17―505号
破産者　加藤　二郎
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８７号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目１番24―W404号、従前の住所神戸市東灘区青木６丁目10番10―503号
破産者　沢井とみ江
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７号
福岡県小郡市三沢3951番地３
破産者　中原久仁子
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２９７号
愛知県一宮市西五城字杁先南27番地１
破産者　齋木　節子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部